（記録する事項）

第十条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の十二（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一　処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物の各月ごとの種類及び数量

二～六　（略）

七　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う場合には、第三条第三号の規定による試験に関する次に掲げる事項

イ　当該試験に係る試料を採取した位置

ロ　当該試験に係る試料を採取した年月日

ハ　当該試験の結果の得られた年月日

ニ　当該試験の結果

（環境大臣に報告する事項）

第十一条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の十六第一項第四号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（記録する事項）

第十条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十二の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一　処分した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の各月ごとの種類及び数量

二～六　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（環境大臣に報告する事項）

第十一条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十六第一項第四号の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

官　庁　報　告

産　　業

日本産業規格

令和８年８月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年８月20日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

電気機械器具の外郭による人体及び内部機器の保護―検査プローブ	C 61032
風力発電システム―第３－１部：着床式洋上風車の設計要件	C 61400－３－１

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

全熱交換器単体の性能試験及び評価方法	B 8647
低圧サージ防護用部品―第332部：金属酸化物バリスタ（ＭＯＶ）の選定及び適用基準	C 5381―332
環境試験方法―電気・電子―第２―87部：ＵＶ殺菌照射，その他の用途を模擬するための材料及び部品のＵＶ―Ｃ暴露試験方法	C 60068―２―87
光ファイバ通信サブシステム試験方法―第４－１部：敷設済みケーブル設備―マルチモード減衰量測定	C 61280―４－１
情報技術―人工知能（ＡＩ）―ＡＩシステム　インパクトアセスメント	Q 42005
情報技術―人工知能（ＡＩ）―ＡＩマネジメントシステムの審査及び認証を提供する機関に対する要求事項	Q 42006
システム及びソフトウェア技術―システム及びソフトウェアアシュアランス―第３部：システムインテグリティレベル	X 0134―３
情報技術―ＩＴアセットマネジメント―第６部：ＨＷＩＤタグ	X 0164―６
製品の使用情報（使用説明）の作成―第１部：原則及び一般要求事項	Z 82079―１

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

チェーン，スプロケット及び附属品―用語	B 1812
照度計―第２部：取引又は証明用	C 1609―２
電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	C 3010
自動電気制御装置―第１部：一般要求事項	C 9730―１
自動電気制御装置―第２－６部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項	C 9730―２－６
自動電気制御装置―第２－７部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	C 9730―２－７
水性高分子―イソシアネート系木材接着剤	K 6806

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

コイルばね―第１部：基本計算方法	B 2704―１
コイルばね―第２部：製品仕様及び測定・試験方法	B 2704―２
工作機械―プラノミラーの試験条件―精度試験―第２部：ブリッジ移動形（ガントリ形）	B 6228―２
油圧―バルブ―流量に対する差圧特性の決定方法	B 8386
空気圧シリンダの附属金具寸法―第１部：スフェリカルロッドアイ－１ＭＰａシリーズ	B 8403―１
空気圧シリンダの附属金具寸法―第２部：ロッドクレビス－１ＭＰａシリーズ	B 8403―２
全熱交換器	B 8628
全熱交換・換気ユニット―風量，有効換気量，及び熱交換効率の測定方法	B 8639
電気及び電子制御式油圧ポンプ試験方法	B 8661
電子機器用固定コンデンサ―第８部：品種別通則：固定磁器コンデンサ種類１	C 5101―８
電子機器用固定コンデンサ―第９部：品種別通則：固定磁器コンデンサ種類２	C 5101―９
電子機器用固定コンデンサ―第21部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類１	C 5101―21
電子機器用固定コンデンサ―第22部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類２	C 5101―22